

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県流域下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第五十二号）（下水道管理課）

### 一 趣旨

水防法等の一部を改正する法律に伴い、埼玉県流域下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例の一部改正

### 二 内容

条例の第一条、第二条及び第七条中「下水道法第二十五条の十第一項」を「下水道法第二十五条の十八第一項」に改める。

### 三 施行期日

平成二十七年七月十九日